

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

これまで、当会では、労働者の生活の安定を図るため最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明を繰り返し発してきた。しかし、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、中央最低賃金審議会は、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して、2020年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、各地の審議会も引上げ額を抑制し、岩手県においては793円とわずか3円の引上げにとどまった。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。

岩手県における時給793円という水準は、1日8時間、週40時間働いても、月収約13万6000円、年収約163万円程度の収入にしかならず、生活を維持し得る程度に達していない。かかる状態は、「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とする労働基準法1条及び最低賃金は「労働者の生活の安定の確保」に資することを目的とする最低賃金法1条の趣旨に悖るものといわなければならない。

最低賃金が十分な生活保障の水準に達していない現状やコロナ禍等の災害時においても健康で文化的な最低限度の生活が営める賃金のしくみに変えていく必要があることを考えると、最低賃金を大幅に引き上げることこそが重要であり、緊急事態宣言等に伴う中小企業経営の苦境に対しては、最低賃金の引上げ抑制によって対処すべきでなく、政府の経営支援施策の拡充・継続によって救済が図られるべきである。特に、最低賃金に近い時給で就労する労働者のなかには、介護・福祉サービス従事者等社会全体のライフラインを支える職種に従事する労働者も少なくなく、引続き新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される現状においては、これらの労働者を支え、社会の

ライフラインを維持していくことは重要である。日本と同様コロナ禍で経済が停滞する状況下においても、フランス、ドイツ、イギリスなど多くの国では昨年から今年にかけて最低賃金の大幅な引き上げが実現（フランスでは約13円引き上げられて約1333円、ドイツでは翌年7月までに約124円引き上げられて約1359円、イギリスでは約29円引き上げられて約1354円）していることに学ぶべきである。

加えて、最低賃金の地域間格差の解消も図られなければならない。現在、最も高い東京都（1013円）と岩手県とでは、時給換算220円という看過できない格差が維持されている。地域間格差に伴う人材流出は、地域経済の活性化の障壁となり得ることからも、最低賃金の地域間格差は早期に解消されなければならない。また、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっており、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度が実現されなければならない。なお、そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されないことを指摘しておく。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、必ずしも使い勝手の良いものとはなっていないこと等から利用件数はごく少数にとどまっており、我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要である。具体的には、諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減、減税、補助金支給その他生産性向上のための施策の有機的連携を図る等中小・零細企業支援措置の現実的な検討を進めるべきである。

以上より、当会は、国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、

中央最低賃金審議会と岩手地方最低賃金審議会において、労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差解消を図るべく、最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを求めるものである。

2021年(令和3年)6月22日

岩手弁護士会

会長 菊池

